

法人契約（2者契約）の申込資格・審査書類

申込資格

1 法人（契約者）の資格

以下の（1）から（5）を全て満たすこと

- （1） 以下の①又は②を満たすこと
 - ① 使用する従業員に対して住宅を貸し付けようとする法人又は個人事業者
 - ② 上場企業等（次頁参照）又は上場企業等の子会社である社宅代行サービス事業者
- （2） 賃借人が法人である場合、法人登記をしていること
- （3） 反社会的勢力の排除に関する以下の（1）及び（2）などの内容について確約できること
 - ① 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
 - ② 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと
- （4） 連帯保証人（法人の代表者または代表者に準ずる者、もしくは入居する従業員）を立てられること（上場企業等は連帯保証人は不要です）
- （5） 賃借人が個人事業者であるとき、所得税及び消費税の滞納がないこと。
賃借人が法人であるとき、法人税の滞納がないこと。（直近の2年間の納税証明書をご提出いただきます）
納税証明書（その1）の納税金額が0円の場合には、決算書等のコピーをご提出いただきます。当期純利益がマイナスもしくは、青色申告決算書または収支内訳書の所得金額がマイナスの場合にはご契約いただけません。

2 入居者及び同居者の資格

入居者 公社と賃貸借契約を締結する法人の従業員であり、居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方（※従業員同士のルームシェアはできません。）

同居者 入居者の配偶者及び三親等以内の親族の方であり、居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

<上場企業等の範囲>

① 以下に該当する法人またはその法人から 50%超の出資を受けている子会社

- ・ 各種証券取引所（外国含む）上場企業
- ・ 国内新興市場（ジャスダック、マザーズ）上場企業
- ・ 非上場の生命保険会社・損害保険会社
- ・ 資本金 5 億円以上の企業
- ・ 農業協同組合法に基づく農協等

※信用事業を実施するものに限る

- ・ 大規模一般社団（財団）法人
- ・ 私立学校法に基づく私立学校

※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が 1,000 万円以上であるものに限る

- ・ 公益社団（財団）法人

※前年度会計において収益 1,000 億円以上、費用及び損失の合計額 1,000 億円以上または負債 50 億円以上のものに限る

- ・ 社会福祉法人

※前年度会計において、収入 10 億円以上または負債 20 億円以上のものに限る

- ・ 医療法人

※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額 100 億円以上または 1 会計年度における発行総額 1 億円以上もしくは購入人数 50 人以上のものに限る

② 国（外国政府含む）、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された法人、特別の法律により設立された民間法人

審査に必要な書類 (☆印の書類は発行から3ヶ月以内のものが有効です)

上場企業等の範囲については前頁をご参照ください。

個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご提示ください。

1 法人の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	個人事業主	備考
会社概要書 〔公社指定書式〕	—	○	○	
法人履歴事項全部証明書☆	—	○	—	
従業員の在職在勤証明書 〔公社指定書式〕		○	○	従業員の社員証写し または健康保険被保険者 証(事業所名称が法人名 称と同一のもの)でも可
印鑑証明書☆	—	○	○	
納税証明書(その1)☆ 〈直近2ヵ年分〉	—	○	○	〔証明税目〕 非上場: 法人税 個人事業主: 申告所得税
住民票の写し☆ 〈世帯全員分〉	—	—	○	

2 連帯保証人の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	個人事業主	備考
印鑑登録証明書☆	—	○	○	上場企業等は連帯保証人不要です

ただし、お申込みの状況によっては上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

〈令和3年4月23日改定〉